



大正三年二月二十三日印刷
大正二年二月二十五日發行

(定價三錢)
長野縣西筑摩郡福島町四〇四番地
編纂兼發行人 安井正夫
長野縣松本市本町百八拾四番地
印刷者 鬼澤忠雄
全縣全市全
印刷所 交文社
發行所 蘆澤書店
長野縣西筑摩郡福島町二八九番地

○岐蘇林友
目次
學術 林道及步道……島内生
ニセアカシアの樹……寺尾敬二
拔萃 松本の蠶細工、野澤の
蔓細工
文苑 若き聲
雜報 山林學校記事、寄宿舎
より
通信 朝鮮より、蘇峽會便り

生徒募集廣告

來四月本校第一學年ニ入學
スベキ生徒約六十名募集ス
入學手續ハ左記ノ通り
大正二年二月

長野縣立木曾山林學校

○入學手續

本校ニ入學セントスル者ハ入學願書ニ
履歷書及體格検査書ヲ添へ來ル。三月廿
日迄ニ差出スベシ其様式左ノ如シ

入學願書(用紙美濃紙)

某儀
御校へ入學志願ニ付御許可被成下
度履歷書及身體検査書相添此段願
上候也
年月日

何府縣何郡市町村何番地居住

何府縣族稱誰子弟

入學志望者 何 某印

全上

右父母後見人 何 某印

長野縣立木曾山林學校長安藤時雄殿

履歷書

本籍、何府縣何郡市町村番地族
稱戶主又ハ誰子弟寄留地、何府
縣何郡市町村番地 何 某印

學業

一、何年何月ヨリ何學校ニ於テ何
學年修業若クハ卒業(證書ノ寫
ヲ添フベシ)
一、何年何月ヨリ何年何月迄何處
何某ニ就キ何學ヲ修ム

賞罰

一、何年月日何處ニ於テ何事ニ付
賞又ハ罰
右之通りニ候也
年月日

身體検査書

本籍 何府縣郡市町村番地族稱
寄留地 全上 何 某
生年月日

一、體格 一、身長 一、體重

一、胸圍 常時 充盈 一、視力 一、痘
空虛

年月日

何病院長又ハ開業醫何某印

○入學資格及試驗

入學資格左ノ通り

一、年滿十四年以上ノ男子ニシテ高等小學卒業若クハ中學第二學年以上修業又ハ右同等以上ノ學力ヲ有スル者
二、身體健全ニシテ規定ノ學科ヲ修ムルニ耐フル者
三、品行方正ニシテ林業ニ從事セントスル志望確實ナル者
四、在學中學ヲ辨シ得ル者
右第一項末段同等以上ノ學力ヲ有スル者ノ外無試験入學ヲ許可ス但シ入學志望者ガ募集定員ニ超過スル時ハ應募者全體ニ就テ試験ヲ行フ其程度ハ高等小學卒業ノ程度ニ於テ國語、算術、理科ニ就テ試ム
若シ願書差出期限迄在學中ニシテ三月末迄ニ卒業若クハ修業見込ノ者ハ其旨記載セル當該學校長ノ證明書ヲ願書ニ添付スベシ
○入學試験場
試驗ハ本郡ノ者ハ本校ニ於テ其他ノ者ハ其地郡市役所ニ於テ執行ス後者ノ場合ノ者ハ入學願書ニ添ヘテ受験地ヲ届出ツベシ
○試驗日期
試驗ハ四月四日午前九時開始
○注意
試驗當日ハ洋服若クハ袴着用、筆硯、鉛筆、小刀、用紙等携帯ノコト

尚本校規則書入用ノ者は二錢切手封入申込まるべし但し該規則は來四月より多少變更ノ事と知るべし
學 術
林道及び歩道
過去に於ける林道及び歩道ノ建設ハ一人ノ手により或ハ個人ノ關係に於て造られたり其理由に就ては餘り文書に於て造られたり此二三年間僅少ノ事實に於ては造られたり地方ノ森林ノ發達ニ於ては其發達ノ大原因ハ林道及歩道ノ建設にあり其發達ノ大原因ハ林道及歩道ノ建設にあり其發達ノ大原因ハ林道及歩道ノ建設にあり

林道ノ必要
西部諸州と森林地方に構成せられたる最初林道ハ馬車或ハ荷物搬出の爲めに構成せられたる馬車道或ハ山に於ては九太伐出しは餘り發見されたり
現任林道建設の目的は次の如し
一、林道ノ必要
二、林道ノ必要
三、林道ノ必要

林道ノ必要
一、林道ノ必要
二、林道ノ必要
三、林道ノ必要
四、林道ノ必要
五、林道ノ必要
六、林道ノ必要
七、林道ノ必要
八、林道ノ必要
九、林道ノ必要
十、林道ノ必要

林道ノ必要
一、林道ノ必要
二、林道ノ必要
三、林道ノ必要
四、林道ノ必要
五、林道ノ必要
六、林道ノ必要
七、林道ノ必要
八、林道ノ必要
九、林道ノ必要
十、林道ノ必要

林道ノ必要
一、林道ノ必要
二、林道ノ必要
三、林道ノ必要
四、林道ノ必要
五、林道ノ必要
六、林道ノ必要
七、林道ノ必要
八、林道ノ必要
九、林道ノ必要
十、林道ノ必要

くの如き成長迅速なる點は即ち此木の特別之を磨くときは光澤を生し材に一種の香氣果があるもので鐵道の兩側其の他土砂の崩壊なる性能であると云ふのである此の木を有するのである材材として主として各易き處の造林には好適のものである又乾長速度は十年前後迄は甚だ速かた十年間に種々の支柱材土工材車輪材車輪輪船釘燥せる牧場に植て良草を繁茂せしむるの五六間以上の高に達するも其後はまた漸次材等に用いられるのである殊に昔は此材を効もある此の木を有するものは生籬として著しく緩慢となるのである其れだからの事である其外或は鐵道枕木并桁齒車船のに適して居るのである籬つて願みれば我が老大なものも其高さ十二三間直径三尺以下權熊手の齒器具の柄機械類の箱材鐵盤用材國に於ける用材としてはニセアカチア以上で道例は高さ六七間直径一、二尺に過ぎないののである縣下河北郡宇野氣村宇内日角のるをもつて避忌せらるゝも其葉は養分に富みカチア以上の櫛あり又薪炭材としてもニセアカチア海岸飛砂地に於て明治三十八年に植栽したみ消化し易く家畜の飼料となり殊に仔羊のカチア以上は櫛あり又薪炭材としてもニセアカチアものを昨年十二月下旬實地踏査したるに高飼料に適して居るのである又花は養蜂に可アを選ぶの必要は之れなきが如しと雖も櫛さ二間三尺胸高周圍七寸三分に達して居た目と根皮は藥用に供さるゝのである殊に注其他の良樹種が産すること能はざる荒廢地ものがあつたのであるニセアカチアが立地推草が特によく發生し是迄推草栽培の主要なるものがないと云つても敢て過言ではなかに於ける關係は甚だ特別で最も礦物質養分樹種としたる櫛櫛見風乾種推草等の材に比らうと思ふのであるを要するのであるが又最も瘠惡なる土地に較して決して劣ることなく其栽培の方法も我國にニセアカチアを植栽せざるべからざる事程其もよく生長することが出来るのである其亦同じく實驗の結果良好なる成績を得たのセアカチアを植栽せざるべからざる事程其の根には根瘤を有しバクテリアの作用に依つて空氣中より窒素養分を吸収するから朽で今や推草樹木としてのニセアカチアは將程荒廢した林地が鮮々故ならんかなれど士に對する要求は僅少でよいのである斯く來大に囑望の價値あることを證明されたの如く極めて瘠惡なる地にもよく培ゆることである

木として大に利用することの甚だ得策なる事たるを信するのである、是れに依つて之れを敷れば彼の椎蔓栽培なる事は是れは獨り山地住民の副業として必要となるのみならず亦漁村の副業としても甚だ緊要にして將來大に囑望の價値ある事を確信あるものである。

拔萃

松本の篤細工

信州松本市を中心に東筑摩郡及伊那郡の一部に盛に産出せらるゝ篤細工即原料青竹を以て巧に編組したる旅行手提九靴、文庫帳行李、紙其他を容るゝ便なる袈裟と稱するもの大小袖(普通旅行用の行李)石輸入れるもの有名なるものにて獨り内國の需要たるのみならず其製産額の十分の七は遠く英米獨佛、支那印度及び南洋諸嶋に年々十萬圓以上輸出せられつゝあり而して外人は本品が旅行用として堅固に其價廉なるを以て唯一の旅用器具として賞賛せり爲めに年を追うて需用増加し來りたるも近時品位不定粗製濫造の弊あり海外輸出不振の兆あるは誠に惜むべき事にして此際當業者諸氏の覺醒を望むものなり今其他一般を報道すべし篤細工の沿革、信州に於ける篤細工の起原は漠として審ならず今より凡五十年前即ち嘉永年間陸中國南部地方生れの職工が飄然本縣東筑摩郡松本町に來り篤細工の原料たる青竹を諏訪地方より取り寄せ種々の器を編製せり而して當時其見事なる製品に驚かされ吾も巨利を得んと先んて傳習を受けたるは同郡里山村大字小松に二人松本市に一人あり最初は粗雑なる製作品のみならずしが技術は年々進歩し工夫を凝したる結果今日の如き外國向の製産を見るに至れり又一説には陸中國南部地方産のもの模倣して製作したるを嚆矢なりと云へり其理由とも云ふべきは奥州道者は背に竹行李を負ひ旅行する者にして今日に至るも其習慣あり之に見倣ひて製作したるなりと云ふ、該行李は丸縁形にて松本附近の製品今より凡十四五年前の者と殆ど同一なり之等に就きて推考すれば其元祖は儘かに南部地方たるや疑なし然れども松本市附近に於ける今日の製作品は悉く改良して角縁形に變更せり其改良發達は多く漸進的に來るものなり雖製作用具の發明せられたると海外輸出品となりたるを以て明治四十年頃より稍長足の進歩をなし今日にては東筑摩郡のみに來るに内國用に止まりしが明治三十四五年頃より海外輸出の道開けしより内外の需要俄に激増し供給に不足を告ぐるに至れり明治三十年中諏訪郡人某、原料の丸竹を切割する巧妙なる竹割器を發明し工程數倍にし人力を省き同年東筑摩郡廣丘村赤津喜十郎は竹扱器を發明し益精良なる製品を出せ

例へば老幼子女は竹割を行ひ婦女子は竹扱充分なる技術を練習し得べしと云ふ(信濃の仕事)を執り男子は製造の作業に従事する(毎日)が如き分業法によりて容易に行ふを得べければなり目下最も製造の盛なるは松本市を始とし中山村及片丘、廣丘、壽、本郷、里山邊入山邊芳川村の一市八ヶ村なり尙信州産細工の色澤青白にして光輝あるに反し他地方即東海道諸縣の製作品が黒斑黄斑等の錆ありて品質に遜色あるは之れ原料たる爲の關係上然らしむるに非るなきか特産物は地方金融を豊かにし一家の經濟を支持する上に於て最も恰好の作業なれば大に奨励せざる可らず現今の状況より見る時は此篇細工の有無は直ちに該地方に於ける消長に關するが如き傾向あり當業者たるもの又振はざる可らず(東京日々)

野澤の蔓細工

北信の名物野澤の木通蔓細工は輒近著しき發達を來し技術も頗る進歩して幾分は海外迄輸出するに至りしが主産地は下高井郡豊郷村にして四百二十戸の村民唯一の副業なり製品は野澤温泉蔓細工購買販賣組合にて纏め一手に取引を成しつゝあり一ヶ年の製塔品価格は三万二千圓に上り原料は地方に生産するもの五百貫以上なれども到底夫にては供給し得ず新潟縣下より七百貫以上の輸入を仰ぎつゝあり山村の副業として最も有利なるより近年各地より講習會を開設し講師を招聘し來る由なるが通常三四ヶ月にて

雜報

山林學校便り

○昨冬末の積雪は折々の日和と降雪とにて瘠せては太り増しては耗り何時消ゆとも見えず満目皚々裡に閉され氣温の零下十幾度も珍らしからず候
○スキー練習、前號記載の如く本校囑托教師川崎氏は高田なるスキー講習會に出席中なりしが一月廿五日飯校翌日小丸山にてその快技を試みられ一同其輕快勇壯なる舉動に驚嘆致申候同時にスキー熱は一時に昂騰し既に生徒間にもスキーを購入し練習を開始せしもの八名に達し頃日來川崎教師指導の下に小丸山上寒風吹雪を物ともせず練習中に御座候尙本校にても備品としてスキー十三挺購入致候是は云ふ迄もなく生徒一般の練習用のもの此の如くしてスキーも愈々本校運動部の一機關と相成彼の雪中登り製の壯舉も追々事實と可相成誠心快心に不纏め一手に取引を成しつゝあり一ヶ年の製塔品価格は三万二千圓に上り原料は地方に生産するもの五百貫以上なれども到底夫にては供給し得ず新潟縣下より七百貫以上の輸入を仰ぎつゝあり山村の副業として最も有利なるより近年各地より講習會を開設し講師を招聘し來る由なるが通常三四ヶ月にて

三、江畑前會長を本會名譽會員に推薦の件
第一件は種々異論も有之決定に至らず次會まで延期の事となり第二件は在校生は本年一月より十月迄毎月五錢宛醜出卒業生は壹圓以上醜出(但し期限は本年八月末迄、現在三年生は卒業生と見做すこと)職員は俸給額に準り十月迄に總計五十圓醜出(之は職員會議にて決定)の事に決定第三件は滿場一致を以て可決議事終結せしは午後二時半にて候ひき夫より直ちに辯論會に入り會員の演說者五名來賓としては清水西筑摩郡視學一場の演說をなし中間餘興として十二傑投票の披露あり拍手場裡に散會致候詳細は別項記載の如くにて候
○川崎氏助手に任命、本校囑托教師川崎本雄氏は一月末日付を以て本校助手に任命され候併し體操は舊の如く受持たる、由に候
○安藤校長出張、安藤校長は二月五日より七日迄山口村に八日より十日迄大桑村に縣主催の竹林學講演の爲め出張十日夜歸還され候が山口村に於ける聽講者は五十三名大桑村五十名にして主として農家の青年なるが中には小學校教師有志者等もあり特に竹林有者の多かりしは講演上非常に好都合なりし由尙例に依て聽講者には縣より修了證書を附與せし由にて候
○雙劍部寒稽古、前號記載の通り本校劍道部にては一月二十一日より二月十日迄寒稽

古舉行致候本年は寄宿舎と本校とが懸け離餘儀なきに至らしめぬ今左に當日辯者の片れ候爲黎明寒星を仰ぎて鐵腕を揮ふの機を失ひ候は稍々遺憾に候も朝は七時半より九時迄午後は三時半より四時半迄三十八名勇士の面々英氣勃々として雨天體操場に詰め懸け阿時擊突の聲場外に溢るゝの盛況を呈し申候、二月十一日の擊劍部大會は此二十一日間練習の効を遺憾なく發揮せしものと信ト候が其詳細は別項大會記事に譲り申候
○スケート部の活躍、今年の寒氣は到る處堅氷を見受け候が此堅氷を利用の本校に新にスケート部を設け新開村役場直下の田地にて滑走練習を爲し居り候部員目下六十四名に達し随分巧妙の域に入れるものも有之候
○擊劍、スキー、スケート、何れにしても寒稽古に之有寒氣と戦ひ自然と奮闘する眞の積極的衛生に外ならず今や校を擧げて此の如き遊戯否心身鍛鍊に忙殺せられ候は儘かに一慶事と可申校風の發揚も大に此に資する處あるべきかと存候今回は是にて擲筆

校友會例會スケッチ

(都竹生記)

二月一日の同會は臨時總會決議事項の爲め思はず時を費し尙餘興の爲多少の時間を割かれし爲辯者六名の登壇を見しものにて既に黄昏に達し脾肉の嘆ある幾多の蘇秦張儀をして空しく次會まで待ち焦がれしむるの

藤公の讀書に就て

藤公が三寸の舌を以て天下の經論を行つた時から元老となつた後まで諸種の報告書類を始めとし外國新聞を多く讀まれ殊に極東問題に意を注ぎ夫に關する論文を翻譯して邦人に提供するなど寸暇をも惜しみて讀書せし公の精力絶倫なる事を述べられて降壇初心の「アガリ氣味」の所あもつたが初舞台にては上出来。

無題

生徒の徒と云ふ字には下男と云ふ意味もある若し生徒といふ名稱を付けた人が其意味で付けたとすれば是れ吾等を侮辱したものである、と喝破し起し兎角世間の所謂元老なるものが青年子弟を馬鹿にする事に言及し老人輩に三十棒を喰はせ青年は宜しく奮起すべしとて意氣大に昂り壇上に舌頭火花を散らしたの思はず快哉を叫ばしめた。

産業組合の話

拍手中に登壇せられた君は先づ産業組合の主義を説明し次に君の郷里下伊那郡は瀧丘村の同組合に付て細々と内情を話され且つ同組合の事業としての傘製造及殖林に就て有益なる講話があつた。題目の地味な爲かいであつた様に思ふ

讀書の趣味

名物十二傑の勉強家に當選する丈あつて讀書の趣味を諸方面より説かれた勉強家に讀上推して知るべしである、それに君の能辯と來たら油揚の百枚も喰つて來たか出るは出るは金言玉句あとかから、夫れに君の落ち着拂つた態度實以て感服の外は御座らぬ

開田村の地理及風習

よく燈台元暗しと云ふが如く吾人は木會に居ながら木會の地理をよく知らない今君に依て開田村の地理を的確にし其風俗習慣等を聞き毎朝登校の途上雨の日も雪の日も馬を曳いたり荷を負うて來る強健なる木會女の生活をも審にする事を得た多謝々々

偶感

何か御話し致さうと思ひましたが別に是れ云ふ事も有りませんから頭に浮びました事を一寸申上げやうと思ひます

私は中等學校と小學校との關係が餘り薄くはないかと思ひます即ち小學校の先生は自分の生徒が中學校に入つて如何様に變化するか又中等學校の先生は此生徒は小學時代にどうで有つたかと云ふ様な事に注意しないと思ふのであります自分は多く小學校に關係する者でありますが今日御校に始めて參つて諸君の演說を聞く事を得て誠に愉快

が今少しく労働の神聖實業の尊貴を熱解せんとならば先づ萬難を排して文官高等試験に合格せらるれば、同時に圓滿なる常識を修め、二名の委員を置く本委員は校友會に對する一切の通信事務を掌る。

第七條 本會は校友會との連絡を保持する爲め二名の委員を置く本委員は校友會に對する一切の通信事務を掌る。

第八條 本會の事務所は山梨縣恩賜縣有財產管理課に置く。

第九條 會員にして會員及本會の體面を汚損する行為あるものは除名し其理由を具して校友會に通報す可し。

第十條 決議事項は會員半数以上の決議を以て有効とす但會員は之に質問する權利を有す。

本日は互選の結果脇田義正君、矢島駒二君、脇田義正君、小羽根安治君、木下稗藏君、脇田正義君、征矢朴郎君、矢嶋駒二君、前田正義君、小羽根安治君、木下稗藏君、宮島惠喜太君、宮田實君、島田雄太郎君、宮澤國治君、多田慶次郎君、二氏に有終候。先に右御一報まで時節柄諸兄益々御自重あらんことを峽中より祈り居り候以上。

會費 領收 林恒君

一、金五十錢也

多年本校並に本會の爲盡瘁せられし小松先生は昨年七月熊本縣珠磨農學校へ御榮轉被成候に就ては聊同先生の功勞に酬ゆる爲記念品贈呈致度有志の諸君は左記御含みの上應分の御寄附相成度此段得貴意候也。

一、御送金は振替東京一七六〇〇校長安藤時雄宛の事

一、期限は本年六月十日迄の事に御送金額及芳名は本誌に掲載し別に請取證は差上げざる事

大正二年二月 木曾山林學校々友會 各位

會員の死亡、會員正又實次郎氏は昨年七月十四日死去せられし旨御尊父より通報あり本會は謹んで茲に哀悼の意を表す

蘇峽會第一通信

改元第一年の新春を迎へ校友諸兄には愈御清榮の段外寒氣強く本縣の如きも十數年來此方初めたる梅の花も谷の戸を出て長閑に春香を放つ鶯の音を數句遅るゝならんとのこと傳ふる之富士嵐烈しく窓を打ち軒のつらひに有之日と太るるときは東北に在ます諸兄を懐坐西日に職を執らるゝ諸兄を羨む次第に御坐回本縣に在住する卒業生及關係者に依り今蘇峽會を組織し正月十二日甲府市に於て其第一會を開催致し候。萬障を繰合せ喜色滿面に湛へ集る者九名發起者の開會の辭一、次で左記の規約を制定し役員の互選あり且一回の面識十年の知己の如く各自胸襟開て知らずす午後四時愉快々の中に散會仕り候

第一條 本會は蘇峽會と稱す

第二條 本會は木曾山林學校卒業生并に關係者に於て山梨縣に在住する者を以て會員とす

第三條 本會は會員相互の意思の疎通を計り併て校友會との連絡を取るを以て目的とす

第四條 本會に幹事二名及當番二名を置く

第五條 本會は例會の都度之れが事務に當る

第六條 本會は其都度幹事之れを定む

第七條 本會は通通信費として會員より一ヶ年拾錢宛徴收するものとす

蘇峽會第一通信

改元第一年の新春を迎へ校友諸兄には愈御清榮の段外寒氣強く本縣の如きも十數年來此方初めたる梅の花も谷の戸を出て長閑に春香を放つ鶯の音を數句遅るゝならんとのこと傳ふる之富士嵐烈しく窓を打ち軒のつらひに有之日と太るるときは東北に在ます諸兄を懐坐西日に職を執らるゝ諸兄を羨む次第に御坐回本縣に在住する卒業生及關係者に依り今蘇峽會を組織し正月十二日甲府市に於て其第一會を開催致し候。萬障を繰合せ喜色滿面に湛へ集る者九名發起者の開會の辭一、次で左記の規約を制定し役員の互選あり且一回の面識十年の知己の如く各自胸襟開て知らずす午後四時愉快々の中に散會仕り候

第一條 本會は蘇峽會と稱す

第二條 本會は木曾山林學校卒業生并に關係者に於て山梨縣に在住する者を以て會員とす

第三條 本會は會員相互の意思の疎通を計り併て校友會との連絡を取るを以て目的とす

第四條 本會に幹事二名及當番二名を置く

第五條 本會は例會の都度之れが事務に當る

第六條 本會は其都度幹事之れを定む

第七條 本會は通通信費として會員より一ヶ年拾錢宛徴收するものとす